

## 千葉県未成年後見人支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童相談所が支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等を予算の範囲内で助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的として実施する未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成要件)

第2条 本事業による助成は、次の要件のうち、第1号又は第2号及び第3号から第5号までを満たす場合に行うものとする。

- (1) 未成年後見人は、児童相談所長が、児童福祉法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所が選任した者であること。
  - (2) 未成年後見人は、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された者又は家庭裁判所の職権により選任された者で、次の要件を満たすものであること。
    - ア 児童相談所が把握している児童であること。
    - イ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。
    - ウ 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。
  - (3) 被後見人の年齢が20歳未満であること。
  - (4) 被後見人の預貯金並びにその所有する有価証券等及び不動産（以下「資産等」という。）の評価額の合計が、1,700万円未満であること。
  - (5) 未成年後見人が被後見人の親族以外の者であること。
- 2 前項の規定に関わらず、被後見人が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置又は委託されている児童等であって、当該児童等が入所している施設の法人職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は、助成の対象としない。

### (助成対象)

第3条 本事業における助成対象は、次のとおりとする。

- (1) 家庭裁判所から報酬の付与が認められた未成年後見人が被後見人から受け取るべき報酬の全部又は一部
- (2) 未成年後見人が加入する損害賠償責任保険料及び被後見人が加入する傷害保険料

### (助成金額)

第4条 本事業における助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の規定による報酬に対する助成（以下「報酬助成」という。）に係る助成金額は、家庭裁判所が未成年後見人からの申立てを受け決定した報酬額とする。ただし、

月額20,000円を上限とする。

(2) 前条第2号の規定による保険料に対する助成（以下「保険料助成」という。）に係る助成金額は、次のとおりとする。

ア 未成年後見人の損害賠償責任保険料 1人あたり年額5,210円

イ 被後見人の傷害保険料 1人あたり年額7,240円

（報酬助成の申請）

第5条 家庭裁判所から報酬の付与を認められた未成年後見人は、報酬助成を受けようとするときは、千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（報酬助成の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、助成の可否及び助成額を決定し、千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書（様式第2号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（保険料助成の申請）

第7条 未成年後見人は、保険料助成を受けようとするときは、市長が指定する期間内に、千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（保険料助成の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、助成の可否を決定し、千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）（決定・却下）通知書（様式第4号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成することを決定したときは、社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）に対し、当該未成年後見人が加入する損害賠償責任保険及び被後見人が加入する傷害保険の申込みを行う。

（保険料助成の方法）

第9条 市長は、損害賠償責任保険及び傷害保険の引受保険会社からの請求を受け、当該会社に保険料を納付することにより、保険料助成を行うものとする。

（報酬助成金の支払い）

第10条 助成対象未成年後見人は、千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）決定通知書に基づき、千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書（様式第5号）により千葉市長に助成金を請求する。

（事故等の発生報告）

第11条 保険料助成を受けている未成年後見人は、本人及び被後見人に係る保険金の支払いを求めようとするときは、日本社会福祉士会が定める事故発生報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(本事業の終了)

第12条 市長は、本事業による助成の対象である被後見人が次のいずれかに該当することとなったときは、本事業を終了し、未成年後見人対し、速やかに、千葉市未成年後見人支援事業終了通知書(様式第6号)によりその旨を通知しなければならない。

- (1) 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。
- (2) 被後見人の未成年後見人でなくなったとき。
- (3) 被後見人が婚姻又は死亡したとき。
- (4) その他市長が本事業を終了すべきものと認めたとき。

2 前項の規定により本事業を終了した場合における報酬助成及び保険料助成の支払いは、前項各号に掲げる事由が発生した日を含む月まで行うものとする。

(未成年後見人の報告義務)

第13条 本事業による助成の対象である未成年後見人は、前条第1項第1号から第4号に掲げる事由に該当することとなったときは、千葉市未成年後見人支援事業資格喪失届出書(様式第7号)により、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 本事業による助成の対象である未成年後見人は、本人及び被後見人の住所又は氏名に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第14条 本事業による助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第15条 偽りその他不正の行為によって本事業による助成を受けた者があるときは、市長は、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書

(申請先)

千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

この度、家庭裁判所の報酬付与審判により、未成年後見人の報酬額が決定されました。  
つきましては、千葉市未成年後見人支援実施事業の助成要件を満たすことから、必要書類を添付し、千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）を申請します。

報酬付与審判で決定された報酬額	年額 _____ 円	
報酬付与審判で決定された報酬付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年 月 日から	
被 後 見 人	氏 名 ( 年 月 日生)	
	住 所	
	児童福祉施設に入所している場合はその施設名	
助 成 金 振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)

(注意事項)

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

(添付書類)

- 1 報酬付与審判書の写し

## 千葉県未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

千葉市長

印

年 月 日に申請がありました、千葉県未成年後見人支援事業（報酬助成）について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決定の内容		報酬助成決定 ・ 報酬助成却下
助成金額		_____円
助成対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
備考		

## （注意事項）

- 助成金を当事業の目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に対して報告してください。

## 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書

(申請先)

千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 \_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

この度、家庭裁判所の審判により、被後見人の未成年後見人として選任されました。  
 つきましては、千葉市未成年後見人支援事業実施要綱で定める助成要件を満たすことから、必要書類を添付し、千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）を申請します。

家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日		年 月 日から
被 後 見 人	氏 名	( 年 月 日生)
	住 所	
	児童福祉施設へ入所している場合はその施設名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

(添付書類)

- 1 審判書の謄本の写し
- 2 資産状況届出書
- 3 資産状況等調査同意書
- 4 日本社会福祉士会が別途定める「未成年後見人補償制度加入依頼書」

千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

千葉市長

印

年 月 日に申請がありました、千葉市未成年後見人支援事業（保険料助成）について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決定の内容		保険料助成決定 ・ 保険料助成却下
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	
備考		

（注意事項）

未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に対し報告してください。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書

（請求先）

千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 \_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

被後見人 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号千葉市未成年後見人支援事業（報酬助成）決定通知書に基づき、未成年後見人の報酬助成金を次のとおり請求します。

請求金額	_____ 円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
助成金振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)

※注意事項

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

千葉市未成年後見人支援事業終了通知書

未成年後見人

様

千葉市長

印

千葉市未成年後見人支援事業について、次の理由により終了しましたので通知します。

終了する助成		保険料助成 ・ 報酬助成
終了日		年 月 日
終了する理由		
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市未成年後見人支援事業資格喪失届出書

(届出先)  
千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 \_\_\_\_\_

電話(連絡先) \_\_\_\_\_

千葉市未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、次のとおり状況を届け出ます。

被後見人	氏名	( 年 月 日生)
	住所	
	児童福祉施設に入所している場合はその施設名	
状況変更年月日		年 月 日
変更等の内容		

◆ 被後見人の資産状況(資産状況に変更がある場合のみ記載ください。)

資産の内訳	現金	_____ 円
	預貯金	_____ 円
	有価証券	_____ 円
	不動産	_____ 円
	その他の資産	_____ 円
資産の合計		_____ 円

(注意事項)

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成額の返還を求めます。

年 月 日

### 資産状況届出書

(届出先)  
千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 \_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

千葉市未成年後見人支援事業の申請を行うため、次のとおり、被後見人の資産状況を届け  
出ます。

被 後 見 人	氏 名	( 年 月 日生)
	住 所	
	児童福祉施設に入所 している場合はその 施設名	
資 産 の 内 訳	現金	_____ 円
	預貯金	_____ 円
	有価証券	_____ 円
	不動産	_____ 円
	その他の資産	_____ 円
資産の合計		_____ 円

(注意事項)

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成額の返還を求めます。

年 月 日

(届出先)  
千葉市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

### 資産状況等調査同意書

千葉市未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

被 後 見 人	氏 名	( 年 月 日生)
	住 所	
	児童福祉施設に入所している場合はその施設名	